

愛知県国土利用計画（第五次）用語解説

利用上の注意

- 1 本計画において使用する用語は、次の定義によるものとする。
- 2 解説の中で使われている用語で、別の箇所で説明がされているものは、最後に「→○○」と表示している。

【あ行】

あいち森と緑づくり税（あいちもりとみどりづくりぜい）

本県の「森と緑」を県民共有の財産として健全な状態で将来に引き継ぐため、平成21年4月から導入された。この税を活用して、手入れが行き届かない人工林の間伐や、放置された里山林の整備・保全及び都市部における貴重な緑地の保全・創出・活用や建物の緑化に加え、県民参加による緑づくり活動、体験学習や都市緑化の普及啓発に対する支援、森や緑の保全活動や環境学習などの取組を推進している。

空き家バンク（あきやばんく）

地方公共団体等がWebサイト等を活用して空き家情報を提供する制度。空き家の所有者が提供したい物件情報を登録し、空き家の提供を受けたい利用者が、それらの情報を閲覧することができる。

アクセス道路（あくせすどうろ）

ある地点や施設へ到達するための道路のこと。

一般世帯（いっばんせたい）

世帯のうち、①住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者や下宿屋等に下宿している単身者、③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者をいう。

なお、一般世帯以外の世帯には、施設等の世帯（寮・寄宿舍の学生・生徒、病院・療養所の入院者等）がある。

一般道路（いっばんどうろ）

道路法第2条第1項に定める道路。農道、林道、道路運送法にいう自動車道、港湾道路等の特定目的のための道路や私道、里道は含まない。

栄養塩類濃度（えいようえんるいのうど）

植物プランクトンや海藻が増殖するために必要なけい素、りん、窒素等の塩類が含まれている割合。

エコツーリズム（えこつーりずむ）

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光のあり方。一般には1982年（昭和57年）にIUCNが「第3回世界国立公園会議」で議題として取り上げたのが始まりとされている。日本においてもエコツアーが数多く企画・実施されており、環境省では持続可能な社会の構築の手段としてエコツーリズムの推進に向けた取組を進めている。

沿岸域（えんがんいき）

海岸線を挟み相互に密接な関連を有する沿岸の陸域と海域を一体としてとらえた範囲。

オープンスペース（おーぷんすぺーす）

主に都市地域において、建築物のない空間をいう。特に都市公園や緑地等を指すことが多い。

汚濁負荷（おだくふか）

排水中に含まれる有機物や窒素、りん等の汚濁物質による負荷。

温室効果ガス（おんしつこうかがす）

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が対象となっている。

温室効果ガス吸収源対策（おんしつこうかがすきゅうしゅうげんたいさく）

健全な森林整備等による森林吸収源対策、都市緑化の推進等の都市における吸収源対策等による温室効果ガスの吸収量を確保するための対策。

【か行】

開発圧力（かいはつあつりょく）

市街地が拡大するようなおそれのある開発の兆候。

開発行為（かいはつこうい）

主として、(1) 建築物の建築、(2) 第1種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設、(3) 第2種特定工作物（ゴルフコース、1 ha以上の墓園等）の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」をいう。

海拔ゼロメートル地帯（かいばつぜろめーとるちたい）

地面の高さが海面より低い土地をいい、海部地域では、干潮時よりも標高が低い0 m以下の地区がある。

外来種（がいらいしゅ）

導入（意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない）によりその自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む）。特に我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業等への影響が大きい外来種については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」第2条第3項により指定された種については飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡等を規制している。また、外来種対策に関する我が国の中期的な総合戦略をまとめた「外来種被害防止行動計画」を環境省、農林水産省、国土交通省で策定している。

※外来生物法の詳細について：外来生物法ウェブサイト

<<http://www.env.go.jp/nature/intro/>>

渇水（かつすい）

水資源としての河川の流量が減少又は枯渇した状態をいう。

環境影響評価（かんきょうえいきょうひょうか）

事業の実施による環境への影響を未然に防止するため、あらかじめ事業者が、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うとともに、その結果に対する住民等の意見を聴いて、地域の環境保全に十分な配慮を行うこと。

環境衛生施設（かんきょうえいせいしせつ）

上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設、共同墓地及び火葬場をいう。

環境共生（かんきょうきょうせい）

地球環境への配慮がされており、周辺環境へ負担をかけず、環境とともに生きること。

関係人口（かんけいじんこう）

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々をいう。

→「定住人口」

→「交流人口」

間伐（かんばつ）

立木の成長に伴い混み合った森林を健全な状態に導くために行う抜き切り作業。主伐までの間の中間収入を得るためにも行われ、立木の成長を促すとともに森林の持つ多面的機能を高めるための重要な作業である。

基幹的交通（ネットワーク）（きかんできこうつう（ねっとわーく））

高規格幹線道路や地域高規格道路、高速鉄道をさす。

基準年次（きじゅんねんじ）

計画の基礎となる年次であり、通常、計画策定時においてさまざまな実績値を網羅的に把握できる直近の年次としている。

希少種（きしょうしゅ）

国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為的な影響により減少が見られる種をはじめとする、きわめてまれで少ない種のこと。

共同溝（きょうどうこう）

路面の掘削を伴う地下の占用の制限と相まって、道路の構造の保全と円滑な道路交通の確保を図ることを目的として、2以上の第一種電気通信事業者、一般電気事業者、一般ガス事業者、水道事業者等の公益事業者の電線、ガス管、水管等を収容するため、道路管理者が道路の地下に設ける施設。

居住環境（きょじゅうかんきょう）

通勤通学や買物の利便性、生活関連施設の整備状況、近隣における自然の豊かさ、災害に対する安全性など、居住地の良好さを規定する環境をいう。

（中心市街地の）空洞化（（ちゅうしんしがいの）くうどうか）

都市の中心部の地価高騰や環境悪化、モータリゼーションの伴う郊外化などにより、中心部の居住人口や商業機能が郊外に流出していくこと。その結果、空き家、空き地、空き店舗、空きビルなどの低未利用地が増加し、これまでの社会資本整備が活かされ

ない状況になっている。

グリーンインフラ（ぐりーんいんふら）

社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

グローバル化（ぐろーばるか）

国や地域等の境界を越えて地球規模で複数の社会との間での結びつきが強くなる状態。

計画期間（けいかくきかん）

計画策定時点又は基準年次から目標年次までの期間。

研究開発インフラ（けんきゅうかいはついんふら）

大学や試験研究機関などの研究開発施設や設備等のハードと、ソフトウェアやデータベースなどのソフトを一体的に捉えた基盤をいう。

健康長寿産業（けんこうちょうじゅさんぎょう）

少子高齢化に伴う諸問題の解決に貢献しつつ、医療や介護・福祉分野における大きな需要を取り込むことによって、持続的な経済成長をけん引することが期待される産業。

減災（げんさい）

災害時において発生する被害を最小限に食い止めるための取組。

原生的な自然環境（げんせいてきなしぜんかんきょう）

人の活動による影響を受けたことのない自然又はかつて影響を受けたが現在はその影響がほとんど残っていない自然環境をいう。

原生的な森林（げんせいてきなしんりん）

人の活動による影響を受けたことのない森林又はかつて影響を受けたが現在はその影響がほとんど残っていない森林をいう。

健全な水循環（けんぜんなみずじゅんかん）

水循環基本法第2条第2項において「人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環をいう」と定義されている。具体的には、流域を中心と

した一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと水循環の持つ「水質の浄化」「水量の確保」「多様な生態系の維持」「水辺の保全」の4つの機能が適切なバランスのもとに共に確保されていることをいう。

県土（けんど）

愛知県国土利用計画では、愛知県の区域における国土のことをいう。

県土整備施策（けんどせいびせさく）

地域の生活条件や生産条件、自然環境等を整備し、総合的な居住環境等の向上のために行われる施策を総称したもの。

県土の県民的経営（けんどのけんみんてきけいえい）

国や県、市町村による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、森林づくり活動、農地の保全管理活動への参加、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付など、所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法により県土の適切な管理に参画すること。

県土の利用区分（けんどのりようくぶん）

国土利用計画では、「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」、「宅地」、「その他」の地目別利用区分をいう。

県土保全（けんどほぜん）

急傾斜地の崩壊や土砂流失、地滑り、洪水による侵食、堆積、海岸侵食、公害及び鉱害による地盤沈下など、主として地表面における物質移動による土地形状の変化を抑制又は停止させることをいう。

県土保全機能（けんどほぜんきのう）

土砂の移動を防止し、洪水の発生を防ぐなど、県土の保全に資する機能をいう。

県土保全施設（けんどほぜんしせつ）

治山施設、治水施設、砂防施設、海岸保全施設、急傾斜地崩壊対策施設、下水道施設等をいう。

県土利用（けんどりよう）

土地、水、自然という側面からみて、県土を利用することをいう。土地利用に比較して、県土利用は水や動植物等の利用を含む、より広範な概念。

原野（げんや）

一般的には、人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えるままの状態に放置されている土地。

国土利用計画では、「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」であって、「採草放牧地」又は林野庁所管の国有林以外の土地をいう。

公園・緑地（こうえん・りょくち）

公園、緑地、運動場など、都市環境の改善と良好な都市環境の形成を図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康で文化的な都市生活を確保するための土地である。

公共・公益施設（こうきょう・こうえきしせつ）

電気、ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設をいう。

工業用地（こうぎょうようち）

一般には、工業生産を行うための土地。国土利用計画では、住宅地との重複等を考慮して、従業員4人以上の事業所の敷地としている。

高次都市機能（こうじとしきのう）

行政、教育、文化、情報、商業、交通、レジャーなど住民生活や企業の経済活動に対して、各種のサービスを提供する都市自体が持つ高いレベルの機能で、都市圏を超え、広域的に影響のある機能。

工場の立地動向（こうじょうのりっちどうこう）

工場の新規立地及び移転の動向である。統計資料としては経済産業省「工場立地動向調査」がある。

厚生福祉施設（こうせいふくししせつ）

病院、保健所、福祉事務所等国民の健康で幸福な生活に資する施設をいう。

交通施設（こうつうしせつ）

道路、鉄道、空港、港湾など、交通の用に供される施設。ただし、国土利用計画の「その他」の利用区分で用いられる場合は道路を含まない。

高度情報通信インフラ（こうどじょうほうつうしんいんふら）

①光ファイバーや衛星通信をはじめとするネットワークインフラ、②①の上に展開し、現実の事務や業務を行うためのシステムやソフトウェア、データベースに蓄積さ

れている情報資源、技術者やユーザー、③①及び②にかかる諸制度を一体的に捉えた基盤をいう。

（土地の）高度利用（（とちの）こうどりよう）

道路などの公共施設の整備水準が一定以上の土地について、有効な空地の確保、一定以上の敷地規模の確保などにより良好な市街地環境を形成し、土地を効率的に利用すること。

荒廃農地（こうはいのうち）

現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地であり、市町村及び農業委員会による荒廃農地の所在地及び荒廃状況を確認する現地調査の結果である。

なお、農林業センサスでは、「過去1年以上作物を栽培せず、かつ、この数年の間に再び栽培する意思のない土地」を「耕作放棄地」としており、農家等の耕作意思の調査結果である。

公用・公共用施設（こうよう・こうきょうようしせつ）

文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設、防衛施設、官公署等公のために設けられた施設をいう。

交流人口（こうりゅうじんこう）

その地域に居住している「定住人口」に対して、その地域を訪れる人々をいう。その地域を訪れる目的としては、通勤・通学、買い物、文化鑑賞・創造、学習、習い事、スポーツ、観光、レジャー、アミューズメントなど様々である。

→「定住人口」

国土（県土）（こくど（けんど））

土地、水、自然等の国土（県土）資源及びこれに人間が働きかけ形成した蓄積の総体をいう。

国土（県土）の範囲は、第一義的には海を含め主権的な利用権が及ぶ範囲であるが、国土利用計画においては、国民（県民）がその地域を生活や生産の場として使い、あるいは使う見通しがあり、かつ保全と利用の調整等計画によって秩序ある利用を図る必要のある範囲を計画の対象としていることから、具体的には海域は沿岸域までとしている。

国土強靱化（こくどきょうじんか）

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第1条における事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向

上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりをいう。

国土（県土）資源（こくど（けんど）しげん）

土地、水、自然等をいう。地表面そのもの又は地表面に展開し、人間にとって様々な価値をもたらす素材である。

国土調査（こくどちょうさ）

①地籍調査、②土地分類調査、③水調査、④①～③の基礎とするために行う調査をいう。

国土調査法に基づく調査であり、本調査により得られる成果は、土地利用計画の策定や公共事業を推進する際の基礎資料としても用いられている。

【さ行】

サービス化（さーびすか）

経済社会諸活動における非物的価値の増大をいう。具体的には、第三次産業のような、物的な価値ではなく主として行為に価値を置く業種が拡大する状況をいう。但し、必ずしも産業の分野に限るものではなく、あらゆる分野でこの傾向がみられる。

再開発（さいかいはつ）

都市において、人口の集中による過密化と不合理な土地利用により生ずる都市機能の低下、環境の悪化に対応するため、工場の分散、流通業務の再配置、都市施設の整備等都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって良好な市街地環境の創造、都市の安全性の確保、計画的な住宅の供給、住民生活の改善・向上等の公共の福祉に寄与することをいう。

災害（さいがい）

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因（放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故）により生ずる被害をいう。

災害リスク情報（さいがいらすくじょうほう）

災害によって人や動産、不動産などの資産が損失を被る危険性に関する情報。

洪水や地震等に関する被害想定やハザードマップ、過去の災害記録のほか、旧版地

図や旧航空写真なども災害リスク情報として有効である。

再生可能エネルギー（さいせいかのうえねるぎー）

自然界に存在するエネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

里地里山（さとちさとやま）

奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

里山（さとやま）

市街地や集落周辺において、従来、林産物栽培、有機肥料、薪や炭の生産等に利用されてきた林（雑木林）。昭和30年代以降、薪の生産等に利用されなくなるなど、その経済的価値が低下し、所有者による適切な維持管理が困難な状況となっている。

近年、住民に身近な緑として評価されるようになり、特に都市近郊の林は、豊かな生態系を保持し、生物多様性を保全する場として、また、都市住民の自然とのふれあいの場としての価値が高まっており、その保全・活用が大きな課題となっている。

産業・物流インフラ（さんぎょう・ぶつりゅういんふら）

産業集積を促進するための工場、事業場、人材育成施設、物流施設等の基盤をいう。

市街化区域内農地（しがいかくいきないのうち）

都市計画区域のうち、既に市街地が形成されている区域と、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域を市街化区域といい、その中にある農地をいう。

市街地（しがいち）

国土利用計画では、国勢調査の定義による人口集中地区（DID）をいう。

→「人口集中地区（DID）」

事業用地（じぎょうようち）

事業に必要な土地として企業等が所有している土地をいい、例えば、工業用地、商業用地、物流施設用地、試験研究所用地等がこれに該当する。この場合、福利厚生施設等の土地も事業用地に含まれる。

次世代産業（じせだいさんぎょう）

燃料電池、情報家電、ロボット、コンテンツ等の先端産業や、健康・福祉、環境・エネルギー、ビジネス支援等のサービスといった新しい産業の分野を指す。

自然維持地域（しぜんいじちいき）

人為的な影響が弱い又は非恒常的であることから、自然が良好な状態で維持されてきた地域であって、かつその自然がすぐれた属性を有しており、今後ともそのすぐれた自然環境の維持を図るべき地域をいう。

自然環境（しぜんかんきょう）

日光、大気、水、土、生物などによって構成され微妙な系として国土に存在する植生、野生動物、地形地質等を総称したもの。

自然環境保全基礎調査（しぜんかんきょうほぜんきそちょうさ）

自然環境の保全を図るため、国が自然環境保全法第4条に基づいて実施する基礎的な調査。これまでに、植生、野生動物、河川、湖沼、海岸等の自然環境に関する調査が行われている。

自然的土地利用（しぜんてきとちりょう）

本計画においては、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を指す。都市的土地利用、農林業的土地利用以外の土地利用である。

自然の水質浄化作用（しぜんのすいしつじょうかさよう）

自然の物理的、生物的な作用により水質が浄化されることをいう。物質的な作用としては、希釈、沈殿等がある。また、生物的な作用としては、微生物による有機物の無機化、栄養塩類（窒素、りん）の分解、吸収等がある。

持続可能な開発目標（SDGs）（じぞくかのうなかいはつもくひょう（エスディージーズ））

「SDGs」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称である。

2015年9月に開催された国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中に記載されている2016年～2030年までの国際目標を指す。持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と、その下にさらに細分化された169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと（leave no one behind）を誓っているのが特徴。

【SDGsのロゴと17のアイコン】



湿原（しつげん）

地下水位が高く、高湿な条件を好む特有の植物群でおおわれた土地をいう。

住宅ストック（じゅうたくすとく）

既存のものあるいは新規に供給されることで蓄積される我が国の住宅全体をいう。

住宅地（じゅうたくち）

「固定資産の価格等の概要調書」において、評価地積のうち住宅用地及び非課税地積のうち都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地とされている土地をいう。

集約型の土地利用（しゅうやくがたのとちりょう）

都市内の一定の地域を、都市機能の集積を促進する拠点（集約拠点）として位置づけ、集約拠点と都市内のその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる土地利用をいう。

集落機能（しゅうらくきのう）

集落は、地域住民同士が相互に扶助しあいながら生活の維持・向上を図る生活扶助機能（冠婚葬祭など）、農林漁業等の地域の生産活動の維持・向上を図る生産補完機能（草刈り、道普請など）、農林地や地域固有の資源、文化等の地域資源を維持・管

理する資源管理機能を果たしており、これらの機能をいう。

少子化（しょうしか）

出生率の低下やそれに伴う家庭や社会における子ども数の減少傾向をさす。

情報化（じょうほうか）

技術革新を背景に、情報・通信体系の整備が着実に進展し、情報の潜在的価値が高まるとともに、その流量が高まることをいう。

諸機能（しょきのう）

生産機能、商業機能等人間が形成した社会的機能の総称したものである。一般的には、中枢管理機能等高次の機能を意識して用いられることが多い。

所有者の所在の把握が難しい土地（所有者不明土地）（しょゆうしゃのしょざいのほあくがむずかしいとち（しょゆうしゃふめいとち））

不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、判明しても所有者に連絡がつかない土地。具体的には、所有者の探索を行う者の利用できる台帳が更新されていないなどの理由により、所有者（登記名義人が死亡している場合は、その相続人）の特定を直ちに行うことが難しい土地や登記名義人が死亡しており、その相続人を特定できたとしても、相続人が多数となっている土地など様々なケースを含む。

針広混交林化（しんこうこんこうりんか）

スギなどの針葉樹が中心となっている人工林において、広葉樹を植栽したり、自然に広葉樹が生育することを促し、針葉樹と広葉樹が混在する樹林を形成していくこと。

人口（じんこう）

当該地域に存在する人の数、単に人口といった場合、常住人口（夜間人口）をさす。例えば国勢調査の場合、調査実施時に当該地域の住居に3ヶ月以上にわたって居住しているか、あるいは3ヶ月以上住むことになっている人口をいう。通勤・通学などによって一時的に他地域に存在することになる人々も住居の存在する地域の常住人口とされる。

人口減少社会（じんこうげんしょうしゃかい）

出生率の低下などを背景に、人口が減少し続けている社会。日本の総人口は、2008年の1億2,808万人をピークに減少に転じた。

一方で、愛知県の総人口は、2019年10月1日時点で755万2,873人（前年から13,688人増加）であり、自然増減数は、10,025人の減少となり、3年連続で減少しているが、

社会増減数は、23,713人の増加となり、9年連続で増加しており、自然減を社会増が補うかたちで人口増加を維持している。

人口集中地区（DID）（じんこうしゅうちゅうちく（ディーアイディー））

国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、①原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有するこの地域のことをさす。

なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が2分の1以上占める基本単位区等が上記①の基本単位区等に隣接している場合には、上記①を構成する地域に含める。

→「D I D」

親水空間（しんすいくうかん）

地域住民等が河川、海岸、水路等の水に親しむことができる場を立体的・空間的に呼称したもの。

侵略的外来種（しんりゃくてきがいらいしゅ）

外来種のうち、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるなど、特に侵略性が高く、自然状態では生じ得なかった影響をもたらすもの。

侵略性に係る評価項目について整理し、防除等の対策の方向性によりカテゴリを区分した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（略称：生態系被害防止外来種リスト）」を環境省と農林水産省が策定している。

森林（しんりん）

一般的には、集団となって生育している木竹及びその土地（林地）であるが、国土利用計画では、森林法にいう国有林と民有林の合計である。なお、現在木竹が生育していなくても、将来的に木竹の集団的生育に供される土地（例えば植林前の伐採跡地）は森林に含まれる一方、農地や宅地等にある樹林地は森林に含まれない。

森林環境譲与税（しんりんかんきょうじょうよぜい）

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要

財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして創設されたもの。

「森林経営管理制度」の導入に合わせて2019年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されることとされている。

森林資源（しんりんしげん）

資源としてみた場合の森林をいう。物的存在としての森林に対し、森林資源とは、原料・材料をはじめ保健休養、森林環境教育など人間にとっての利用価値の意味をこめた用語である。

水系（すいけい）

地表の水の流れの系統である。河川の本流及び支流に加え、人工的に開削された水路、運河なども含む流域全域にわたる網の目のような水流組織をいう。

水源かん養（すいげんかんよう）

健全な森林生態系により、水源に降った水を蓄えゆっくりと川に流すことで、豊かできれいな水を育むこと。

水源施設（すいげんしせつ）

ダムや貯水池等。雨水や雪解け水をためておくことにより、降水量の季節的变化や水道需要の変動に応じて、河川流量を調節する役割を持っている。

水面・河川・水路（すいめん・かせん・すいろ）

一般的には、陸域において通年水面のみられる部分であるが、国土利用計画においては、水面は湖沼（人造湖及び天然湖沼）とため池の満水時の水域部分、河川は河川法による一級河川、二級河川及び準用河川の河川区域、水路は農業用排水路としている。

スーパーターミナル化（すーぱーたーみなるか）

「名古屋駅周辺まちづくり構想（2014年名古屋市策定）」で「世界に冠たるスーパーターミナル・ナゴヤ」を目標とするまちの姿として打ち出している。この構想に基づき、名古屋駅の乗換利便性を向上させるため、乗換先が一目で見渡せ、上下移動も円滑にでき、案内機能も備えた広場空間「ターミナルスクエア」を、主要な乗換動線が交差する5箇所に設け、相互に関連し、全体として乗換空間の機能を発揮させることをいう。

ストロー現象（すとろーげんしょう）

新幹線や高速道路などの交通網の整備によって、それまで地域の拠点となっていた小都市が経路上の大都市の経済圏に取り込まれ、人・モノ・カネがより求心力のある大都市に吸い取られる現象。小都市の人や資本をコップの水に、交通網をストローに、大都市を水を吸い上げる口に見立てている。

3R（すりーあーる）

廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3つのRを意味している。

① 廃棄物の発生抑制（Reduce）

製品を長く使うこと、過剰包装をやめることなどにより、廃棄物の発生を減らすこと。3つのRの中で最も効果的で重要である。

② 再使用（Reuse）

使い終わったものを捨てるのではなく、繰り返し使うこと。

③ 再生利用（Recycle）

使用済みになった製品や製造に伴い発生した副産物を原材料として利用すること。

生活環境（せいかつかんきょう）

日常生活の安全性、住宅の快適性、自然の豊かさ、文化活動の活発さや交流機会の多さなど、我々の日常生活をとりまく環境をいう。

生活関連施設（せいかつかんれんしせつ）

学校、病院、公民館、公園、図書館等の教育、厚生、福祉、文化施設、スーパーマーケット、食堂等の消費施設、交通施設、その他の都市基盤施設をいう。

生産基盤（せいさんきばん）

生産活動に必要な土地、水、自然等の県土資源及び物質の加工施設や輸送施設等の社会資本をいう。

生産緑地地区（せいさんりょくちちく）

市街化区域内の農地等のうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に効果があり、公園・緑地など公共施設等の敷地に適しているものとして都市計画決定したもの。

生態系（せいたいけい）

生物とそれを取り囲む環境を一つの物質循環系として捉えたもの。生物群集と無機

的環境とが織りなす物質系の概念である。

生態系サービス（せいたいけいさーびす）

人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」などがある。

生態系ネットワーク（せいたいけいねっとわーく）

自然の保全・再生を図るための手法の一つ。原生的な自然地域等の重要地域を核として、ラムサール条約等の国際的な視点や生態的なまとまりを考慮した上で、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海までと、その中に分布する湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等を有機的に繋ぐもの。エコロジカル・ネットワークともいう。

生物多様性（せいぶつたようせい）

生物多様性条約では、生物多様性をすべての生物の間に違いがあることと定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしている。例えば、「生物多様性」を「つながり」と「個性」という2つの言葉に言い換えてみると理解がしやすくなるが、「つながり」は、生物間の食べる－食べられるといった関係から見た食物連鎖や生態系の中のつながり、生態系間のつながりなどを表している。また、長い進化の歴史を経た世代を超えたいのちのつながり、日本と世界、地域と地域、流域など、スケールの異なるさまざまなつながりもある。「個性」は、同じ種であっても、個体それぞれが少しずつ違うことや、それぞれの地域に特有の自然や風景があり、それが地域の文化と結びついて地域に固有の風土を形成していることである。

世帯（せたい）

住居と生計を共にするか異にするかという観点からみた人間集団の単位をいう。一般世帯と施設等の世帯に区分される。

その他（そのた） ※県土の利用区分における「その他」を指す。

国土利用計画では、県土面積のうち、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地のいずれにも該当しない土地をいう。具体的には、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設等の公用・公共施設用地、レクリエーション用地、他の利用区分に属さない低・未利用地（荒廃農地、空き地、工場跡地等）などが含まれる。

その他の宅地（そのたのたくち）

国土利用計画では、宅地のうち住宅地及び工業用地いずれにも該当しない土地をいう。事務所店舗用地や家屋面積の10倍を超える部分の宅地などがこれに含まれる。

ソフト化（そふとか）

装置、施設（ハード）を主体とした追求から、その利用技術（ソフト）を主体とした追求へと経済社会活動の目的が移っていく流れをいう。サービス化と併せて用いられることが多い。

【た行】

大規模集客施設（だいきぼしゅうきやくしせつ）

床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等をさす。

対流（たいりゅう）

多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方向の活発な動き。

多核連携型の都市構造（たかくれんけいがたのとしこうぞう）

独自の産業や歴史、文化を持つ自立した諸都市が役割を分担しつつ連携する都市構造。本県は、大都市名古屋を中心に、豊田、岡崎、豊橋など、人口や産業が集積する都市が立地する多核連携型の都市構造を有している。

宅地（たくち）

一般的には住宅地の意味で用いられることもあるが、国土利用計画における宅地とは、土地登記上宅地とされた土地、すなわち、建物の敷地及びその維持もしくは効用を果たすために必要な土地をいう。したがって、住宅地以外に、工業用地、事務所店舗用地等が含まれる。

多面的機能（ためんてききのう）

県土や自然環境の保全、水源のかん養、洪水の防止などの森林、農地、海及び川が有する多面にわたる機能のこと。森林、農地、海及び川で農林水産業が適切に営まれることにより維持される。

農業の有する多面的機能に関しては、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第3条第1項において、「国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その

他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう」と定義づけられている。

森林の有する多面的機能については、日本学術会議の答申において、①生物多様性保全機能、②地球環境保全機能、③土砂災害防止機能／土壌保全機能、④水源かん養機能、⑤快適環境形成機能、⑥保健・レクリエーション機能、⑦文化機能、⑧物質生産機能とされている。

多面的機能支払制度（ためんてききのうしはらいせいど）

農業・農村の有する多面的機能の維持・向上を図り、担い手農家への農地集積を促進するため、地域内の農業者等が共同で取り組む活動に対して、国、県及び市町村が支援する制度。

農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の地域資源の基礎的な保全活動に対しては、「農地維持支払交付金」が、水路、農道、ため池等の施設の補修・更新や農村環境保全活動の幅広い展開等に対しては、「資源向上支払交付金」が交付される。

地域コミュニティ（ちいきこみゆにてい）

一定の地域を基盤とした住民組織、人と人とのつながりであり、そこに暮らす地域住民が構成員となって、地域づくり活動や地域課題の解決等、その地域に関わる様々な活動を自主的・主体的に展開している地縁型団体・組織（集団）をいう。

地域産業（ちいきさんぎょう）

広義には、その地域に存在するすべての産業をさすが、国土利用計画においては、その地域の特性に応じて立地し、地域の経済社会に密接な係わりを有する産業をいう。

地域資源（ちいきしげん）

土地、水、自然等の国土（県土）資源を地域レベルでとらえ直したものに、人的資源、伝統文化、地域の農林水産物等を加えたものである。

地域未来投資促進法（ちいきみらいとうしそくしんほう）

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的波及効果を及ぼすような事業を実施する民間事業者等を支援するもの。

事業者は、市町村及び都道府県の基本計画に基づき作成した「地域経済牽引事業計画」の承認申請を行い、承認された地域経済牽引事業について、各種支援機関等への申請手続きを経て支援措置が受けられる、

地域類型（ちいきるいけい）

地域を主として等質性に基づいて分類したもので、本計画では、「都市地域」、「農地と宅地が混在する地域」、「農山漁村地域」、「自然維持地域」に区分している。

小さな拠点（ちいさなきよてん）

小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している買い物や医療・福祉など様々な生活サービスや地域活動の場を歩いて動ける範囲（基幹集落）に集め、各集落との交通手段を確保することによって、車が運転できない高齢者などにあっても一度に用事を済ませられる生活拠点をつくり、地域の生活サービスを維持していこうという取組み。

地球温暖化（ちきゅうおんだんか）

経済活動や森林開発などの人間活動の活発化に伴って大気中の二酸化炭素などの温室効果ガス濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えることにより地球規模での気温上昇が起こること。

治山施設（ちさんしせつ）

土砂崩壊や土砂流出、地すべり等を防止するために設置される堰堤等の施設をいう。

治水施設（ちすいしせつ）

河川の氾濫、高潮等から住民の命や財産、社会基盤等を守るための施設であり、堤防、ダム、砂防施設等をいう。

地籍整備（ちせきせいび）

主に市町村が実施する地籍調査等により、土地の区画（一筆）毎の境界、面積等を明確にすること。

地籍調査（ちせきちょうさ）

地籍調査は、国土調査法第2条第5項により「毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成すること」と定義されており、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査である。

土地の位置や形状等を示す情報として登記所に備え付けられている地図や図面は、その半分ほどが明治時代の地租改正時に作られた地図（公図）などをもとにしたものであるため、境界や形状などが現実とは異なっている場合が多くあり、また、登記簿に記載された土地の面積も、正確ではない場合があるのが実態である。地籍調査が行われることにより、その成果は登記所にも送られ、登記簿の記載が修正され、地図が更新されることになる。また、固定資産税算出の際の基礎情報となるなど、市町村における様々な行政事務の基礎資料として活用される。

地目別区分（ちもくべつくぶん）

農地、森林、宅地等の土地利用区分をいう。国土利用計画では不動産登記における地目とは区分が異なるので、注意する必要がある。

中山間地域（ちゅうさんかんちいき）

農林統計上用いられている地域区分（地域農業の構造を規定する基盤的な条件（耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等）に基づき市町村及び旧市区町村を区分したもの）のうち、「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域。平野の外縁部から山間地を指す。

また、食料・農業・農村基本法第35条では、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域を「中山間地域等」といい、条件不利地域を対象とする地域振興立法（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法等）の指定地域を含む概念として使われる。

中心市街地（ちゅうしんしがいち）

さまざまな都市機能が集積し、歴史や文化が育まれてきた社会・経済・文化の拠点となる地域。

超高齢社会（ちょうこうれいしゃかい）

一般的に、65歳以上の高齢者の割合が21パーセントを超える社会をいう。高齢者の割合が7パーセントを超えると高齢化社会、14パーセントを超えると高齢社会と呼ぶ。

定住人口（ていじゅうじんこう）

その地域に住んでいる人々。総務省統計局の「国勢調査の用語解説」では、「…定住人口とは、調査時に調査の地域に常住しているものをいう」としている。

低炭素型物流体系（ていたんそがたぶつりゅうたいけい）

物流に伴って発生する二酸化炭素の排出を抑制し、並びにその吸収作用を保全し、及び強化するための物流体系。幹線輸送においては、二酸化炭素排出削減効果が高く、労働力不足対策にも資するモーダルシフト（トラック輸送から海運・鉄道輸送への転換）を物流事業者と荷主の連携のもとに推進していくことがすすめられている。

低・未利用地（てい・みりょうち）

土地利用がなされていないもの、又は個々の土地の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適切でないものをいう。特に、大都市においては、地価水準に比べてかなり低い収益しか得られていない状態が一つの目安となる。

D I D（ディーアイディー）

「Densely Inhabited District」の略。「人口集中地区」を参照。

田園回帰（でんえんかいき）

農山漁村への関心を高め新たな生活スタイルを求めて都市と農村を人々が行きかう動きや、都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする意識の高まり。

内閣府が2014年度に行った「農山漁村に関する世論調査」によると、都市住民の3割が農山漁村地域に定住してみたいと答えており、その割合は2005年度に比べて増加している。特に、20歳代男性の農山漁村に対する関心が高いこと、60歳代以上の男性については定年退職後の居住地としてU I Jターンを想定していることがうかがえる。

道路（どうろ）

人、車両等の交通の用に供される道で、一般道路、農道、林道がある。車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部及び法面から構成される。

都市（とし）

人々が密集して生活、生産活動を展開している地域をいう。

国土利用計画では、おおむね市街地（人口集中地区）及び計画期間中に市街地化すると考えられる地域を想定して用いている。

都市化（としか）

人々の生活、居住形態が都市的なものに変化していくこと。都市人口の増加、市街地面積の拡大などを指標として、その動向が論じられることが多い。

都市型産業（としがたさんぎょう）

都市に集まる人材や機能の集積を活かしながら、新しいデザインやサービス、製品等を生産・提供する第3次産業。多様な産業集積を促進し、多様な就業機会を作り、賑わいの創出など、都市の活性化において重要な役割を果たす。

都市機能（としきのう）

一般的には都市及びそこで営まれる人間社会を構成する主要な機能。例えば「居住機能」「工業生産機能」「物流機能」「商業・業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」などの都市的な機能のほか、「自然機能」や「農業機能」もそれに含んでさす場合も多い。ちなみに、都市インフラ（道路・鉄道、公園緑地、上下水道、都市河川などの都市基盤施設）のうえに上記のような都市機能が配置され、ひと

つの都市構造を形成するが、駅、インターチェンジ、空港などの交通施設、公園緑地などは、インフラでもあり、同時に都市機能でもある。

都市地域（としちいき）

本計画では、おおむね、市街化区域を想定して用いている。

都市的土地利用（としてきとちりょう）

住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用をいう。

都市のスポンジ化（としのすぽんじか）

空き家や空き地が多数発生し、多数の穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること。スポンジ化が進むと、サービス産業の生産性が低下するほか、行政サービスの非効率化や地域コミュニティの消失、治安の悪化を招く可能性がある。

土砂災害特別警戒区域（どしゃさいがいとくべつけいかいくいき）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に基づく区域。土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」、その中でも住宅などが損壊し、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を「土砂災害特別警戒区域」とし、基礎調査を実施してその区域を指定する。

土地改良事業（とちかいりょうじぎょう）

農業の生産性の向上、総生産の増大などのため、農用地の改良開発、保全、集団化を行う事業のこと。具体的には農業用排水施設、農道の新設、管理等、区画整理、農用地の造成などを行う。

土地利用基本計画（とちりょうきほんけいかく）

国土利用計画法第9条により、個別規制法に基づき策定される諸計画に対する上位計画として、また総合的かつ広域的見地に立って取引段階から利用区分に応じた規制と誘導を行うため、都道府県が定めるもの。土地利用基本計画は、都道府県の区域について、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域に区分し、担当部局が一元的に管理・運営することで、総合的かつ計画的な都道府県土の利用が図られる。

【な行】

内水（ないすい）

河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人がすんでいる場所）にある水をいう。豪雨時に堤内地に雨水がたまって氾濫することを内水氾濫といい、これにより家屋や耕地が浸水する被害を内水被害という。

南海トラフ地震（なんかいとらふじしん）

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第2条第1項において、「南海トラフ」とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域をいい、同条第2項において「南海トラフ地震」とは、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいう。

二次的自然（にじてきしぜん）

人間の働きかけと自然の循環システムとの相互関係によって形成された半人工的な自然であり、農林業的土地利用が行われている地域の自然がその代表的なものである。

二地域居住（にちいききょじゅう）

都市住民が農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つライフスタイル。

農業生産基盤（のうぎょうせいさんきばん）

田畑、水路、農道などの農業生産の基礎となる土地や施設。

農業用排水路（のうぎょうようようはいすいろ）

食料生産の基盤である農業用水の安定的供給や洪水による農業被害を防ぐための排水のための用排水路のこと。

なお、国土利用計画では、水面・河川・水路の利用区分面積に、農業用排水路の面積を含んでいる。

農山漁村地域（のうさんぎょそんちいき）

自然的地域のうち、農林漁業の営みによる人為的な影響が強く、また恒常的であるため、自然の循環システムがやや変節した形で機能している地域をいう。またこの場合、住宅が密集している集落等も農山漁村地域に含まれる。

農地（のうち）

広義には農業に用いる土地全般を指すが、国土利用計画では農地法第2条第1項に定める農地、すなわち耕作の目的に供される土地であって、畦畔を含み、作物統計において「田」及び「畑」とされている土地をいう。

農地中間管理機構（のうちのちゅうかんかんりきこう）

担い手への農地の集積・集約化を進めるため、都道府県毎に整備された公的な農地の中間的受皿となる組織。

地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し、担い手毎に農地を集約化する必要がある場合に、出し手から借り受けた農地をまとめて担い手に貸し付けるほか、必要な場合には農地の大区画化等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付け等を行う。

農地と宅地が混在する地域（のうちとたくちがこんざいするちいき）

本計画では、おおむね、市街化調整区域における農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域以外の地域を想定して用いている。

農地の集積・集約（のうちのしゅうせき・しゅうやく）

農地の集積とは、農作業を効率化し生産コストを下げするため、地域で中心になる意欲的な農家（担い手）に農地を集めることであり、農地の集約とは、複数の場所に分散している農地を、一連の農作業の実施に支障が出ないように、面としてまとまった形に集めることをいう。

農道（のうどう）

農産物及び営農資材の輸送並びに営農活動の効率化のため、農村地域に設けられた道路。ほ場内農道及びほ場外で「農道台帳」に記載されたものをさす。

農林業的土地利用（のうりんぎょうてきとちりょう）

主として農業生産活動又は林業生産活動の用に土地を利用することをいい、農地、採草放牧地、森林（自然環境の保全を旨として維持すべき森林を除く。）、農道、林道等がこれに該当する。

【は行】

バイオマス（ばいおます）

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

バイオマス活用推進基本法第2条第1項において、「動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）」と定義されている。

廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

ハザードマップ（はざーどまっぷ）

洪水をはじめ、地震、津波、土砂災害などの災害発生が予想される危険区域を示した地図の総称をいう。

ヒートアイランド現象（ひーとあいらんどげんしょう）

地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆に伴う自然的な土地の被覆の減少、冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態のため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

ビオトープ（びおとーぷ）

生命：バイオ（bio）と場所：トポス（topos）の合成語で生物の生息空間をいう。例えば、トンボが飛んでいく森林や湖沼、草地、河川、湿地、岩場、砂地なども、その地域に住むさまざまな生き物が地域固有の自然生態系を構築していればすべてビオトープといえ、小さなビオトープから大きなビオトープまで、また、比較的自然度の低いビオトープから、自然度の高い多様なビオトープまで多くの解釈がなされるようになっている。

文教施設（ぶんきょうしせつ）

学校、図書館等県民の教育、文化の向上に資する施設をいう。

閉鎖性水域（へいさせいすいいき）

湖沼・内湾・内海など水の交換が悪い水域。一般に水質汚濁が進行しやすい。

保安林（ほあんりん）

水源のかん養等特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。立木の伐採や土地の形質の変更等が制限される。

防災拠点（ぼうさいきょてん）

災害時に災害対策活動の拠点となる施設である。防災拠点としての機能は、避難地の収容機能のほか、物資備蓄機能、応急救護機能、情報収集伝達機能等がある。

法人土地・建物基本調査（ほうじんとち・たてものきほんちょうさ）

法人の土地・建物の所有及び利用の状況等に関する実態を調査し、全国及び地域別に明らかにすることより、土地政策の推進に必要な基礎的な情報・整備を図ることを目的として、土地基本法第17条に基づき行われる統計調査であり、統計法第2条により基幹統計調査に指定されている。

バブル経済を背景とした地価高騰を契機として、土地政策の目標が土地の適正利用、投機的取引の抑制に重点が置かれることとなり、土地情報の整備の高まりを背景として、平成5年から調査を開始し、以来、5年毎に実施している。

【ま行】

まちなみ景観（まちなみけいかん）

都市の建築物、街路などそれを中心に形成される景観をいう。

水インフラ（みずいんふら）

貯留から利用、排水に至るまでの過程において水の利用を可能とする施設全体を指すものであり、河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等をいう。

水環境（みずかんきょう）

水を中心に捉えた環境をいう。水質、水量、水生生物、水辺地を含む概念であり、この場合の環境とは、特に人間に豊かな恵みをもたらすものとして捉えている。

水辺空間（みずべくうかん）

川辺、湖畔、海岸等水際の空間をいう。

無電柱化（むでんちゅうか）

道路に埋設した電線共同溝などの施設に電線類をまとめて収容する電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。

面源負荷（めんげんふか）

汚濁物質の排出ポイントが特定しにくく、面的な広がりをもつ市街地、農地、森

林などからの負荷。

目標年次（もくひょうねんじ）

計画の最終目標を設定した年次。

【や行】

野生鳥獣被害（やせいちょうじゅうひがい）

野生鳥獣による農林水産業、生態系、生活環境などへの被害。近年は、ニホンジカやイノシシなど一部の鳥獣の生息数の増加、生息域の拡大により、農作物や森林への被害だけでなく、希少な植物等の食害など、生態系への影響も顕著になっている。また、野生鳥獣による人身事故や交通事故などの生活環境への被害も見られている。さらに、ニホンジカの採食圧がもたらす下層植生の消失が森林の持つ土砂災害防止や水源かん養等の公益的機能を低下させ、災害を引き起こす懸念も指摘されている。

優良農地（ゆうりょうのうち）

集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象となった農地等の良好な営農条件を備えた農地。

要配慮者利用施設（ようはいりよしゃりようしせつ）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程を置くものに限る）、児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、福祉ホーム、地域活動支援センター、医療提供施設、障害児通所支援事業所、救護施設、更生施設及び医療保護施設、その他要配慮者に関連する施設等をさす。

【ら行】

ライフライン（らいふらいん）

「生活の幹線、すなわち都市生活を含む上での命綱」（Duke, 1975）と定義されるものであり①公共性が高い、②システムやネットワークが形成されている、③物資・情報等の伝達機能を有している等の特徴を有している。

具体的には、電気、ガス、上下水道、交通、通信といった狭義の施設と、これらに工業用水道、廃棄物等の処理システム、農業用ため池、空港等を加えた広義の施設があるが、国土利用計画では、主として狭義の施設を対象としている。

リニア中央新幹線（りにあちゅうおうしんかんせん）

東京都から甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部、名古屋市附近、奈良市附近を經由し大阪市までの約438キロメートルを、我が国独自の技術である超電導リニアによって結ぶ新たな新幹線。

流域（りゅういき）

集水域と同義であり、水系をとり囲む分水嶺で区画された範囲をいう。

流域保全（りゅういきほぜん）

線として見える水の流れのみならず、その水が生まれ、また育む、面としての景観を広く保全する考え方。森林、河川、生物等の流域の構成要素及びそれらの関係を保護又は修復する各種技術及び施策のことをいう。

緑地（りょくち）

樹林地、草地、水辺地等が単独で、又は一体となって、良好な自然環境を形成しているものをいう。

林道（りんどう）

林産物の輸送など、森林の管理・経営の改善のために、森林の内外を通じて築設された道路。国土利用計画では、国有林道および私有林道の両者のうち、林道規定（林野庁長官通達）第4条に定める自動車道及び軽車道をいう。

レクリエーション用地（れくりえーしょんようち）

県民のレクリエーション活動に供される土地。国土利用計画では、観光白書の「公的観光レクリエーション地区」、「公的観光レクリエーション施設」および「民間観光レクリエーション施設」を用いている。

6次産業化（ろくじさんぎょうか）

1次産業としての農林漁業（農林水産物の生産）と、2次産業としての製造業（農林水産物を原材料とした加工食品の製造等）、3次産業としての小売業等の事業（加工食品の販売等）との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

路網整備（ろもうせいび）

間伐や除伐など森林の整備や管理が効率的かつ効果的に行われるよう、林道（林業専用道を含む。）や森林作業道等を整備すること。